1. 現時点での生活環境保全上の支障について

平成 19 年 5 月

滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室

# 現時点での生活環境保全上の支障について

RD処分場問題における生活環境保全上の支障を検討するにあたって、対策委員会におけるこれまでの議論を踏まえ、「廃棄物」、「浸透水」、「地下水」、「ガス」、「焼却炉」と対象毎に以下に整理する。

# (1) 廃棄物の受入状況について

RD処分場における廃棄物の受入品目 RD社は最終処分業と中間処理業の許可を受けていた。 その略歴を表1.1に示す。

許可申請の略歴から、当該地に運び込まれた廃棄物には、木くず、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、がれき類、ガラスくず及び陶磁器くず、廃酸、廃アルカリ、感染性廃棄物の13品目があり、そのうち、廃プラスチック類、ゴムくず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類の4品目が埋立て許可されている。

資料 1

	表1.1 RD	社の産業廃棄物処理業の許可等経過
年月日	処:	分または処理を行う産業廃棄物の種類(品目)
	最終処分業	中間処理業
昭和54.12.26	佐野正 (個人)で新規許可	
	[安定型]: がれき類	
昭和57.07.13	佐野産業㈱で新規許可	
	[ 安定型 ]: 廃プラスチック	
	類、ゴムくず、ガラスくず	
	及び陶磁器くず、がれき類	
昭和59.10.30		変更許可
		[破砕]: ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類
昭和61.12.05		変更許可
		[ 焼却 ]: 木くず
平成01.08.10	株式	では 大会社アール・ディエンジニアリングに社名変更
平成01.12.06		廃掃法改正に伴い産業廃棄物処分業許可
	[ 安定型 ]: 廃プラスチック	[破砕]: ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類
	類、ゴムくず、ガラスくず	[ 焼却 ] : 汚泥、廃油、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、
	及び陶磁器くず、がれき類	動植物性残渣、ゴムくず、がれき類
平成02.10.05		変更許可
		[破砕]:ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類(変更なし)
		[ 焼却 ] : 汚泥、廃油、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、
		動植物性残渣、ゴムくず、がれき類 に、
		金属くず(医療系に限る) ガラスくず及び陶磁器くず を追加
平成03.09.07		変更許可
		[破砕]: ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類(変更なし)
		[ 焼却 ]: 汚泥、廃油、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、
		動植物性残渣、ゴムくず、がれき類、金属くず(医療系に限
		る) ガラスくず及び陶磁器くず に、廃酸、廃アルカリを追加
平成05.06.28		[乾燥]: 汚泥(新規) 特別管理産業廃棄物処理業新規許可
F13&00.00.20		行が自注度業廃業物が注業が続ける
		ルカリ、感染性廃棄物
平成10.05.27	最終処分業の廃止届受理	
平成13.09.25		産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業の全部停止(10/25~11/23)
平成18.03.31		中間処理業の全部の廃止届受理
		中国処理表V/ 主即V/廃止個叉理

出典:第1回RD最終処分場問題対策委員会「RD産業廃棄物最終処分場問題の経過と現状について, pp5」より抜粋、編集

- 1 -

### 廃掃法に基づく埋立て廃棄物の規制の強化

### 表 1.2 に埋立て廃棄物の規制の強化を示す。

表1.2 埋立て処分に係る安定品目の規制の強化(RD処分場の許可品目について)

施行年月日			里立品目							
\$46.09.24	・廃掃法の施行:廃棄物を定義し産業廃棄物を形態や性状により18種に分類									
S52.03.15	・処分場構造(安定型・管理型・遮断型)や維持管理基準を整備									
332133113	廃プラスチック類	ゴムくず	ガラスくず及び陶磁器くず	がれき類						
	<定義> 合成樹脂くず、合成繊維くず、合成づムくず等合成高分子系化合物に係る固形状及び液状の全ての廃プラスチック類を含むものであること。		<定義> ガラスくず、耐火煉 瓦くず、陶磁器くず等 が含まれるものである こと。							
H07.04.01	自動車や電気機械器		   自動車や電気機械器	た物は除く)						
	具の破砕で生じたもの を除く。		具の破砕で生じたもの を除く。							
H10.06.17	廃容器包装(有害物質や有機性物質の混入や付着があるもの) 廃プリント配線板(鉛を含むはんだが使用されているものに限る)を除く。		廃容器包装、廃プカン管及び廃石膏が一片 (紙、木等の有機性の物質が密接不可分の状況のもの)を除く。							
H14.02.01			コングリート製品の製造工程より発生する不良品等の廃棄物をコングリートくずとして追加。							

このほか、平成元年に厚生省は、「医療廃棄物ガイドライン」により医療機関等から出る廃棄物の うち血液等が付着した注射器など感染性のおそれがあるものを「感染性廃棄物」として定め、適正処 理の指針を定めた。

その後、平成3年10月の廃掃法の改正により、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くずのうち、医療機関等で生じた感染性産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物として、直接埋立てが禁止された。この感染性産業廃棄物は、医療機関が自らの責任のもとで自ら処理するか、特別管理産業廃棄物処理業者に委託して処理することとされた。

### 既往調査で現認された廃棄物の種類

表1.3に既往調査で現認された廃棄物の種類を示す。

表1.3 既往調査で現認された廃棄物の種類

出典	位置情報	産業廃棄物の種類
ЩЖ	県 5	コンクリート片、ビニル片、木材(片 ) セメント・モルタル片、鉄片、
	KB1	プラスチック片、レンガ片、布類、アルミ片、ガラス片、針金 コンクリート片、(塩化)ビニル片、木片、金属片、布、陶器片、紙類、 プラスチック片、シリコン樹脂、電気コード、ガラス片、鉄板片、ブリ
	KD I	<b>キ板、針金</b>
	KB2	木片、ビニル片、プラスチック片、コンクリート片、金属片、レンガ 片、タイル片、ゴム
	KB3	レンガ片、アスファルト片、ビニル片、木片、焼却土砂、鉄板、プラスチック片
	H16-1	レンガ片、コンクリート片、( 塩化 ) ビニル片、木片、金属片、スレート 片、タイヤ片、ガラス片、プラスチック片
ボーリング柱状図 (第1回対策委員会資料)	H16-2	(塩化)ビニル片、木片、金属片、ガラス片、コンクリート片、レンガ 片
	H16-5	(塩化)ビニル片、プラスチック片、木片、コンクリート片、金属片、 ガラス片
	施設 1	コンリート片、鉄筋、レンガ片、木片、ビニル片、アスファルトがら、 ゴム、プラスチック片、塩ビ管、布
	施設 2	コンクリート片、木片、ゴム(タイヤ ) レンガ片、ビニル片、鉄片、ア スファルト片
	溶融 1	アスファルト片、ナイロン、木片、電線
	溶融 2	コンクリート片、アスファルト片、ナイロン、電線、布、紙、(塩化)ビニル、木片、プラスチック
	溶融 3	コンクリート片、スレート片、ナイロン、プラスチック片、布、木片、 鉄筋
		陶器、木片、アスファルト片、磁器、プラスチック片、コンクリート
平成12年度 第2号	1	片、ダンボール片、樹脂、フィルム、木材、畳、鉄片、金属片、ゴム
「栗東町小野地先産業廃棄物	( KB1 )	片、発泡製品、石膏、紙類、塩化ビニル、布類、電線コード、塩ビパイ
最終処分場掘削調査業務委託		プ、プラスティックパイプ、ゴムホース、レンガ片
報告書」、平成13年5月、滋賀	2	木片、紙類、石綿片、ダンボール片、ガラス片、金属片、陶器片、プラ
県琵琶湖環境部廃棄物対策課	(KB3)	スチック片、レンガ片、フィルム、布類、樹脂片、塩化ビニル、発泡製
		品、ゴム類(ゴム管、タイヤ)瓶、コンクリートブロック
「ドラム缶、一斗缶、ポリタ		・ドラム缶 (総個数105個 ) 一斗缶 (総個数69個 ) ポリタンク (1個 )
ンク内容物および廃棄物		・以上の内容物としてコールタール(固化物、粘性状態) 黒っぽい土状
土、浸出水の分析結果」、	西側平坦部	物(石油スラッジ)、燃えがら、ごみ(針金、工事現場のごみ)、砥石
平成18年4月、滋賀県琵琶		不良品、塗料系廃棄物、鉱物油(潤滑油等)
湖環境部資源循環推進課		・大量の木くず

# 近隣住民、委員からの情報提供による埋立て廃棄物の種類

表1.4に委員からの情報提供による、受入または埋め立てられたとされる廃棄物の種類を示し、西 市道側平坦部におけるドラム缶掘削調査時(平成17年9月)の状況を写真1~6に示す(早川委員提 供)。



写真 2









写真6

表14 近隣住民 委員からの情報提供による埋立て廃棄物の種類

	衣1.4 近隣住民、多	で 日本の 日本の	E供による埋立(廃業物の種類 				
	出典または情報提供者	位置情報	産業廃棄物の種類				
第2回対策委員会 資料	竹口委員提出資料 ・RD最終処分場問題の経過と現状 資料要約 ・RD産廃処分場証言集(第2集) &写真	焼却炉の下 北尾側法面~ 調整池にかけて 第二処分場 町道の横 (西側平坦地)	・ドラム缶、一斗缶、真っ黒い液体、注射器、点滴セット、注射アンプル、ガーゼなどの感染性医療廃棄物、チタン陶器くず、タイヤ、大量のセメント状のもの、他に不明な物質など・元従業員の証言によるもの;検査室、工場などからの有機汚泥、無機汚泥、工場からの灰、病院からの血液や検査廃液、臓器、胎盤、手術室からでた人体の一部、アスベスト、魚のはらわた、ソース、トマトのくさったもの、その他生ごみ、糞尿、トランス(変圧器)、金属、布、紙、木片など				
第3回対策委員会	當座委員提出資料 ・処分場とその周辺環境の状況についての意見 ・RD最終処分場におけるこれまでの調査結果と考察(3)についての意見	位置情報なし 深掘穴 是正工事 高アルカリ原因 調査の坪掘り	<ul> <li>・廃プラスチック類(15cm以上で巻いたものやシートなど大きいままのもの)</li> <li>・木くず(大変多かった)</li> <li>・木くず,金属くず(付着混入ではないと感じた)</li> <li>・白色のセメント系廃棄物</li> </ul>				
束委員会 資料	竹口委員提出資料 ・RD処分場問題の解決にむけて 滋賀県 「RD最終処分場問題対策 員会」委員のみなさんへ	位置情報なし	・「有機物で詰まった(廃液)ドラム缶、灰、医療 廃棄物など種々の有害な廃棄物」 ・「血液、洗浄廃液、実験室からの廃液などを流し 込んだ証言が多くあります」				
<b>ተ</b> ተ	乾澤委員提出資料 ・㈱RDエンジニアリング産業廃棄 物最終処分場に関する経過報告 より	位置情報なし	・チタントレー				

### 処分場西市道側平坦部の法面について

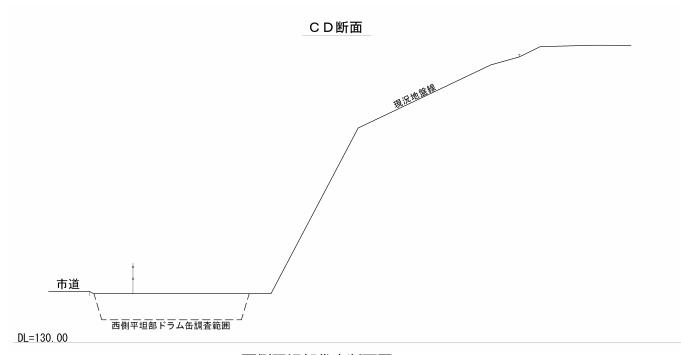
処分場西市道側の法面は、平成10年6月の埋立許可図面では市道側の境界部まで埋立されていたが、 平成11年の3月頃には現在のように市道側の敷地境界から10~13m程度セットバックされており、その法面には廃棄物が露出している状況である(写真8参照)。

写真7より現状の法面は上部の緩斜面部には低木が茂り、下部の急斜面部についてもほぼ全面に植生が生い茂っているため、廃棄物が飛散するおそれは低いと思われる。

しかし、法面の形状については、代表断面図に示したとおり法面下部の勾配は1:0.5程度と県が指導していた安定勾配(1:1.6)よりもかなり急な法面勾配になっており、写真8に示したように浸透水による吸い出しに伴い廃棄物が崩落している箇所が確認されている。このままの状態では、大雨などの気象条件によっては、浸透水による吸い出しにより、大規模な法面崩壊を生じる危険性が高いと判断されるため、法面勾配を安定勾配にするなどの対策が必要と考えられる。

また、降雨に伴う表流水については、処分場北側と西側の一部の法肩には表流水の法面への流下防止のために小さな土堰堤と法肩排水が設置されており、北側法面のたて排水路より調整池へ流入するようになっており、法面の表面には有意な法面浸食は確認されていない。

平面図には、現状の覆土範囲を示した。北尾団地側の平坦部と法面、処分場北側の平坦部と法面および処分場西側法面の一部については覆土されており、上部平坦部においても北尾団地側の一部と管理棟および焼却施設周辺にはアスファルト舗装、砂利等で覆われている。



西側平坦部代表断面図(CD)



写真7(遠景)



写真9 たて排水路(素掘り)



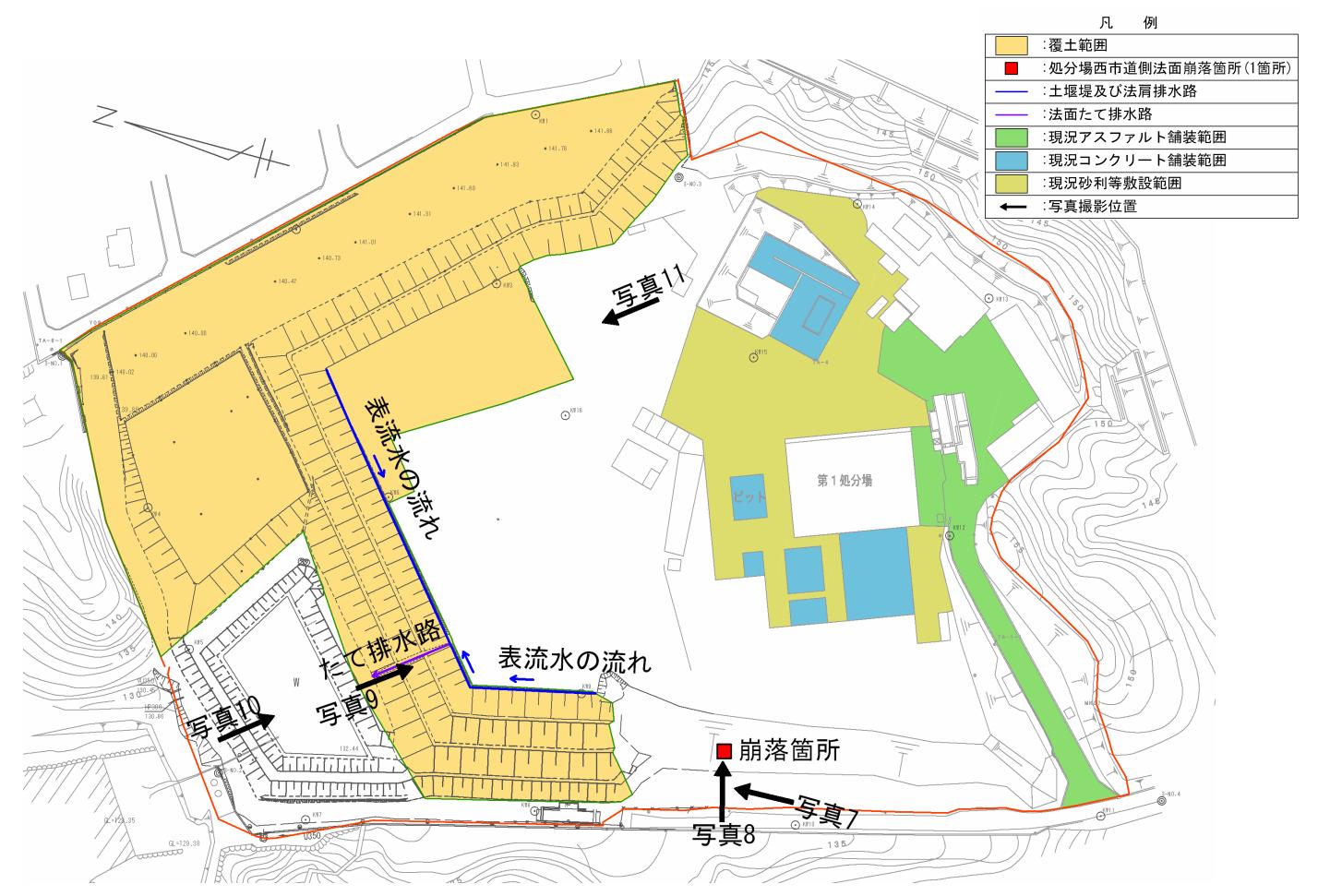
写真11 覆土状況(上部平坦部)



写真8(近景)



写真10 たて排水路(遠景)



# (2) 浸透水について

表1.5に浸透水の地下水等検査項目やホウ素等の測定結果を示す。

			12 1.0	区区3万		(+14	. "g/L/					
観測井	۲	素	総	K銀	金	如		フッ素	ベンゼン	COD	ダイオキシン類	
<b>推况/只り</b> /十	全量	(ろ液)	全量	(ろ液)	全量	(ろ液)	ホウ素	ノツ系	ヘンピン	COD	プイオインノ天具	
県 5	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.9	0.69	ND	20	0.27	
県 6	ND	ND	ND	ND	ND	ND ND		0.73	ND	40	0.37	
末 0	שוו	ND	שוו	ND			3.3~5.9	0.64 ~ 0.76	ND~0.001	17~61	0.37	
県 7	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.9	0.59	0.001	30	0.37	
IE 0	0.001	ND	ND	ND	0.010	ND	4.1	0.61	0.003	76	2.0	
県 8	ND~0.022	ND	ND	NU	ND~0.018	ND	3.1~6.0	0.37~1.9	ND~0.008	60~89	3.8	
H 16-1	ND	ND	ND	ND	ND	ND	4.9	1.4	0.002	86		
H 16-2	0.014	0.005	ND	ND	ND	ND	2.1	0.85	0.013	52		

表 1.5 浸透水の基準超過項目 (単位 mg/L)

H 16-5 0.001 ND ND 0.008

ND 5.5 1.3 0.002 89

### (3) 地下水について

### 地下水の検出状況

当該地にいくつかある帯水層のうち、Ks2層の地下水は汚染されているが、最も深い帯水層である Ks0層の地下水は汚染されていない。

表1.6に地下水の基準超過項目を示す。

表1.6 地下水の基準超過項目 (単位 mg/L)

					表1.6			<u> </u>	( -	単位 mg/L)				
在	測井		帯水層	۲	素	総才	K銀	釒	}	ホウ素	フッ素	<b>୬</b> ス-1,2-	COD	ダイオキシン類
				全量	ろ過	全量	ろ過	全量	ろ過			ジクロロエチレン		
	県	4		0.007	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.13	ND	3.6	0.14
処	71		Ks1+Ks2	ND~0.020	ND~0.006	ND	שווו	ND	טווו	ND	ND~0.29	שוו	3.0	0.14
処分場南東側	市	6	NOTTINOZ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1.8	0.065
巢	.,-					115	110	110	110	110	110	110	ND~4.1	
側	県	2	Ks2	0.011	0.007	ND	ND	0.002	ND	ND	0.18	ND	2.7	0.18
				ND~0.022	ND~0.012			ND~0.009			0.11 ~ 0.28		1.5~4.4	0.032~1.0
	県	3		0.012	ND	ND	ND	0.007	ND	ND	0.08	ND	3.6	1.7
			Ks1+Ks2	ND~0.092		ND~0.0019		ND~0.048			ND~ 0.85		0.9~12	0.15~14
ЬΠ	市	9		0.003	ND	ND	ND	0.005	ND	ND	ND	ND	5.6	0.12
一				ND~ 0.012 0.19		0.0003		ND~0.008 0.026		3.7	0.33		2.8~16	
処分場南西側	事前	2		0.19	ND		ND	0.020				0.005		
	3 .50			0.29	5	ND~0.0015		0.029		3.6~3.8	0.3~0.36	0.000	51 ~ 68	
			Ks2	0.14		0.0005		0.069		1.4	0.26		27	
	事前	7		0.44 - 0.47	ND	ND - 0 0031	ND	0.039~		1.3~1.4	0.24 - 0.27	ND	24 - 20	
				0.11 ~ 0.17		ND~0.0031		0.099		1.3~1.4	0.24 ~ 0.27		21 ~ 38	
				0.011	0.008					1.6	0.38		48	
	市	2	沖積層	0.005~	ND~0.014	ND	ND	ND	ND	1.0~2.3	ND~2.6	ND	40~58	0.93
				0.016										
40	県	1		ND	ND	ND	ND	0.002	ND	1.0	0.13	0.067	24	0.42
<u>処</u>	示	1		ND~0.006	ND	ND	ND	ND~0.007	ND	0.6~1.3	ND~1.8	0.006~	17~33	0.092~1.1
場北				0.004				0.014		1.6	0.15	0.099	33	0.57
「	県	9			ND	ND	ND		ND	1.0	0.15	ND		0.074~
経			Ks2	ND~0.011				ND~0.041	110	1.0~2.1	0.13~0.16	6	11 ~ 47	0.99
処分場北西側経堂池上流	市	8		ND	ND.	ND	ND.	ND	ND.	0.3	ND.	0.002	8.5	
둞	ιþ	0		ND~0.006	ND	ND	ND	ND	ND	0.2~0.6	ND	ND~0.008	5.2~15	0.026
	市	10		ND	ND	ND	ND	ND	ND	1.1	0.03	ND	23	0.42
				115	110	115	110	110	110	0.7~1.5	ND~0.09	110	12~32	0.12
	市	1	Ks0	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.71	ND	2.2	0.075
				ND~0.052							ND~2.5			
4.5	市	4	沖積層	0.001	ND	ND	ND			ND	0.12			
処分				ND~0.008							ND~ 0.22			
<b>場北西側経堂池下流</b>	市	5	Ks3	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.22	ND	7.6	0.011
満						0.0060	0.0007			0.3	ND~0.77 0.32	0.003	14	0.019
経	市	3		ND	ND	0.0016~		ND	ND					0.018~
遙	'		Ks2			0.028	ND~0.0062		=	ND~0.5	ND~4.5	ND~0.005	11 ~ 20	0.020
ト   流	市	7		ND	ND	0.0004	ND	ND	ND	0.7	0.04	0.005	12	
	ιD			ND	ND	ND~0.0025	ND	ND	ND	0.2~1.1	ND~0.18	ND~0.014	7.0~18	0.015
illidh .								2 = 4a ± = 7a ·				+νn /Δ <b>=</b>		

出典:第2回RD最終処分場問題対策委員会「資料-2 RD最終処分場問題におけるこれまでの調査結果と考察について,pp5」より抜粋 編集

- 6 -

出典: 第2回RD最終処分場問題対策委員会「資料-2 RD最終処分場問題におけるこれまでの調査結果と考察について, pp5」より抜粋、編集

<sup>1)</sup> 上段に平均値、下段に検出範囲を示す。なお、ダイオキシン類についてのみ単位 pg-TEQ/L

<sup>2)</sup> は基準値の超過を表し、浸透水の基準は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場にかかる技術上の基準を定める省令 別表第二」 に拠り、ホウ素とフッ素の2物質についてのみ「地下水の水質汚濁にかかる環境基準について」に拠る。

<sup>3)</sup> 浸透水とは『安定型産業廃棄物の層を通過した雨水等』をいう(廃棄物の処理及び清掃に関する活律施行規則,昭和46年9月,厚生省令第35号)。

<sup>1)</sup> 上段に平均値、下段に検出範囲を示す。なお、ダイオキシン類についてのみ単位 pg-TEQ/L

<sup>2)</sup> は基準値の超過を表し、周縁地下水の基準は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場にかかる技術上の基準を定める省令 別表第二」に 拠り、ホウ素とフッ素の2物質についてのみ「地下水の水質汚濁にかかる環境基準について」に拠る(CODは参考)また、周辺地下水の基準は「地下水の水質汚 濁にかかる環境基準について」に拠る(CODは参考)

### 地下水の利水状況

表1.7にRD処分場よりみて地下水流向の主方向の左右それぞれ90度の全体<sup>1)</sup>で180度の範囲における半径1.0km<sup>2)</sup>および1.0km~2.0km圏の地下水の利用を目的とした井戸について、利用目的別に集計した。「地下水流向の主方向の左右それぞれ90度の全体で180度の範囲」とは、環境省が土壌汚染対策法において特定有害物質を含む地下水が到達しうる「一定の範囲」の考え方として提示しているものである。

なお、表1.7に集計したデータは、栗東市が平成13年7月に実施したアンケート調査による。

RD処分場	学区	行政区	深さ	井戸	上水の有無	井戸の	井戸の利用		利用目的			
からの距離	4 H	1 ] [[]	本で	(本)	(所有者数)	あり	なし	飲用	家事用	事業用	その他	
1.0km圏内	葉山東	小野	6m , 10m	2	1	0	2	0	0	0	0	
	治田東	下戸山	不明	5	5	5	0	1	3	0	2	
	/	安養寺西区	不明	5	5	3	2	0	3	0	0	
		赤坂自治会	70m	1	1	1	0	0	0	0	1	
1.0km~		伊勢落	5~60	9	8	9	0	3	8	2	6	
2.0km圏内	葉山東	林	不明	1	1	1	0	0	1	0	0	
		六地蔵	6	3	3	3	0	0	3	0	1	
		小野	3.5~50	7	7	2	5	1	1	0	2	
	葉山	今土	11 ~ 30	7	7	7	0	5	7	0	3	

表1.7 井戸利用集計表 (平成13年7月時点)

### < 1.0km圏内 >

1.0km圏内は小野にて2井戸(1所有者)が存在する。

この2井戸は深さが6mと10mである。

# <1.0km~2.0km圏内>

この圏内には38井戸が存在する。

これら井戸の利用目的について地区毎に集計した結果を図1.1に示すが、飲用19%、家事用49%、事業用4%、その他28%の内訳となっている。ただし、アンケート調査の対象となった全ての井戸の利用者には、平成13年7月に栗東市より飲用には用いない旨、指導を行っており、以降の日常的な飲用としての利用はないと考えられる。

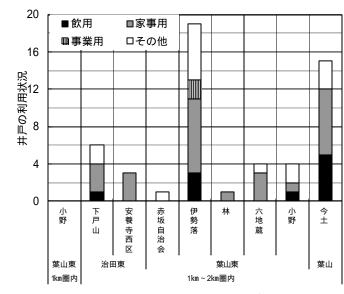


図1.1 井戸利用の集計結果(平成13年7月時点)

- 7 -

注) 井戸により複数の利用目的を有するものがあり、利用目的の総数は井戸総数に合致しない。

<sup>1)</sup> 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置の技術的手法の解説, pp-Appendix2\_15

<sup>2)</sup> 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置の技術的手法の解説, pp-Appendix2\_1~2\_17

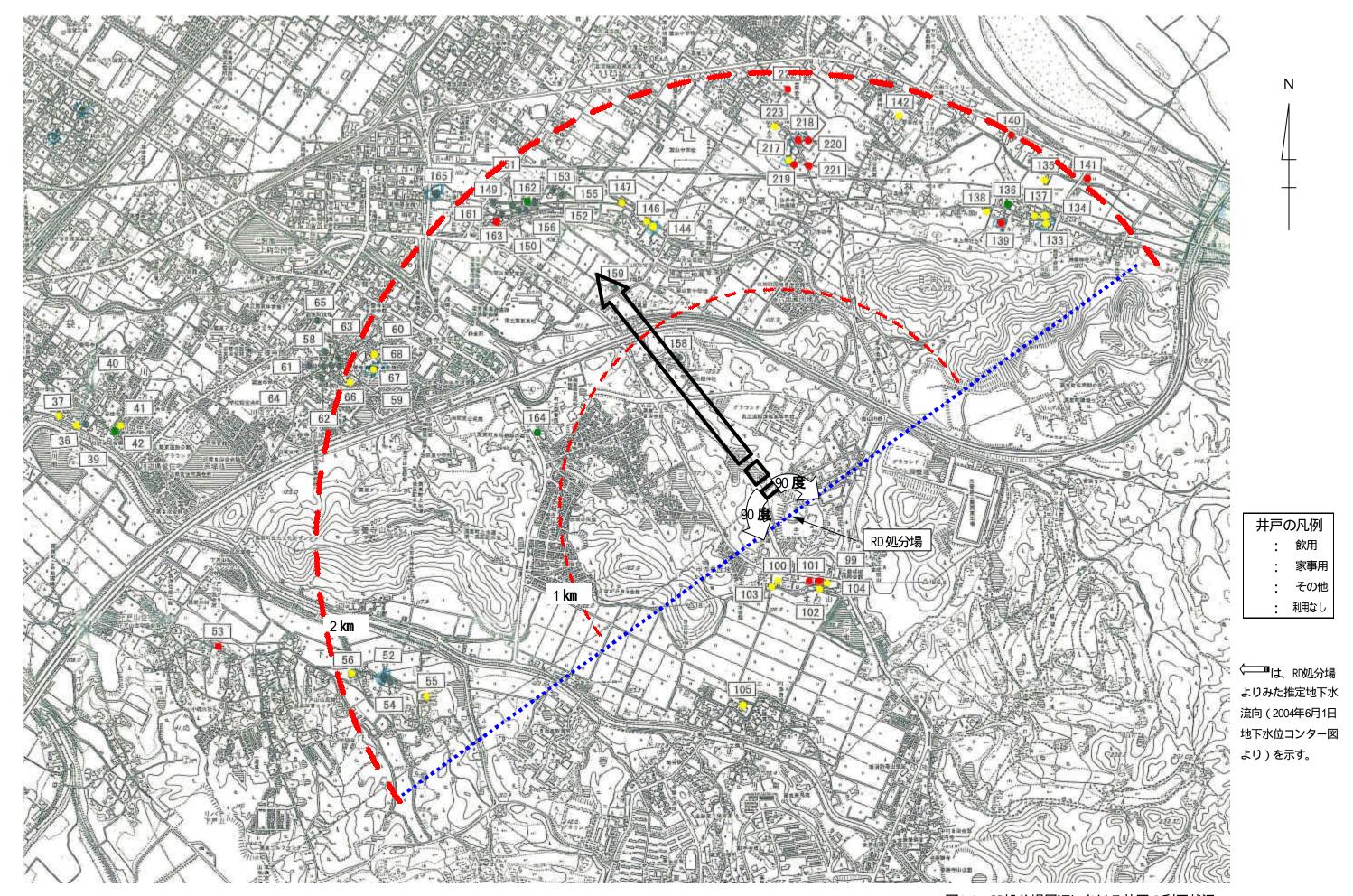


図1.2 RD処分場周辺における井戸の利用状況

### 経堂池の利水状況

経堂池を水源とするほ場は過去に存在していたものの、RD処分場問題の発生により、当該ほ場の所有者らは他の水源を使い耕作をされている。

### 経堂池における既往の水質等調査結果

栗東市では、経堂池の水質と底質および底生生物の調査を実施したほか、池の水を利用するほ場において水稲・玄米の調査を実施している。

以下に栗東市による調査結果の概要を示すとともに、次頁の表1.9に示す。

### <経堂池内の水質と底質について>

平成11年、平成12年および平成15年に実施され、人の健康の保護に係る項目(健康項目:カドミウム等25物質)では、ダイオキシン類も含めて基準を超過するものはなかった。

生活環境項目では、問題となるものは認められず、農業 用水としての利用という観点からは、電気伝導率や全窒素 が農業用水基準 (T-N:ケルダール窒素)よりも高い値を示 した。

### < 水稲成育および玄米中の有害物質含有量について >

水稲の成育状況は、経堂池の水を用いたほ場と、対照は 場として三ツ池の水を用いたほ場との比較検討結果がある。

上述のように経堂池の水質は電気伝導率や全窒素が高い傾向にあるが、両ほ場の水稲成育に有意な差は認められなかった。

玄米中の有害物質含有量は、上述のほ場のほか、十里地 先のほ場とも比較検討された。その結果、ヒ素、銅,ダイ オキシン類はいずれのほ場でも検出されたが、異常を認め るものではなかった。

表1.8 農業(水稲)用水基準 [水稲の生育に対する水質汚濁の許容濃度]

項目	農業用水基準
pH (水素イオン濃度)	6.0~7.5
COD(化学的酸素要求量)	6mg/L以下
SS (浮遊物質)	100mg/L以下
DO(溶存酸素)	5mg/L以上
T-N (ケルダール窒素)	1mg/L以下
EC(電気伝導率)	30mS/m以下
銅	0.02mg/L以下
亜鉛	0.5mg/L以下
ヒ素	0.05mg/L以下

\*) 農林水産省が昭和44年春から約1カ年間,汚濁物質別について「水稲」に被害を与えない限度濃度を検討し,学識経験者の意見も取り入れて,昭和45年3月に定めた基準で,法的効力はないが,水稲の正常な生育のために望ましいかんがい用水の指標とされている。

なお、T-Nは通常、全窒素と表記されることが 多いが、農業用水基準としてみる場合、1mg/L とする窒素濃度はケルダール窒素(アンモニア 性窒素および有機態窒素)を主として評価して いる。

### <底生生物について>

栗東市の調査によれば、経堂池上流の地点と中・下流域の底生生物環境を比較すると両者は異なる状態にあり、処分場からの排水は、池底質または生物相に影響を与えている可能性もあると推定されている。

- 9 -

# 表1.9(1) 経堂池水質等既往調査の結果(その1)

年月日	調査地点		調査項目	結果	総括
十万日	明且心然	対象	項目		דר יחאי
H11.09.08	経堂池RD 排水口側	底質	・健康項目(有害物質)、ダイオキシン類	<ul><li>・含有量は水銀、鉛、クロム、ヒ素、セレンが検出されたが基準値以下。ダイオキシン類は基準値以下で0.17~20 pg-TEQ/g(n=2)を検出。</li><li>・溶出量は、全て不検出。</li></ul>	・底質および水質とも、異常 を認める有害物質の存在は 無かった。
H11.11.07	経堂池RD 排水口側	水質	シン類	・ダイオキシン類他、有害物質の基準値 超過なし。	
H12.03.03 ~ 03.19	経堂池RD 排水口側	水質	・pH、BOD、COD、 DO、電気伝導率	・pH : 7.9~8.4 (n=4) ・BOD: 17~14mg/L (n=4) ・COD: 40~37mg/L (n=4) ・DO: 6.8~7.7mg/L (n=4) ・電気伝導率: 20~210mS/m (n=4)	・いずれの調査地点も、異常を認める項目は無かった。
	経堂池 中央 経堂池	水質	・n-ヘキサン抽出物 質、ホウ素他8物 質 ・pH、BOD、COD、	・ホウ素が0.3mg/L検出されたが、他物質の検出・基準超過はない。	
	排水口側	小貝	DO、電気伝導率	・pH : 7.4~7.5 (n=4) ・BOD: 1.2~7.8mg/L (n=4) ・COD: 7.0~8.0mg/L (n=4) ・DO : 6.4~9.2mg/L (n=4) ・電気伝導率: 65~69mS/m (n=4)	
H12.11.28 12.09	経堂池 (周囲5 地点)	底生 動物	-	・池の底質に含まれる人工物の量は上流で数が多い。 ・池上流と中・下流域では底生生物環境が異なる状態であると推定される。 ・池の水位が高くなると、この状態は顕著になると推定される。	・経堂池上流の地点と中・下 流域の底生生物環境を比較 すると、両者は異なる状態 にあり、処分場からの排水 は、池底質または生物相に 影響を与えている可能性も あると推定されている。
H15.02.27	経堂池(中心)	水質	・健康項目(有害物質)、ダイオキシン類、pH等生活環境項目	<ul> <li>・ダイオキシン類ほか、健康項目は全て不検出または基準値以下。</li> <li>pH BOD COD SS ( ) (mg/L) (mg/L) (mg/L)</li> <li>7.0 4.6 9.0 13</li> <li>全窒素 DO (mg/L) (mg/L)</li> <li>1.66 9.0</li> <li>・CODのみ農業用水基準値を超過。</li> </ul>	・経堂池の水には、人の健康 に影響を及ぼす有害物質の 存在は認めなかった。 ・また、生活環境項目につい ても異常は認めなかった。

表1.9(2) 経堂池水質等既往調査の結果(その2)

				2水質等既往調査(	り 結果(	その2)	
年月日	調査地点	対象	調査項目 項 目	結	果		総括
H12.06.20 10.13	小野地先 経堂池用 水使用田 (調査ほ場)	土壌	・pH、含水率、可 給態窒素	項目 / 日付 経 用	6.5 %) 29.3 /kg) 47 6.6 %) 31.3 /kg) 55	3 31.2 94 6 6.8 3 31.4 98 用水田の水	・経堂池用水田、三ツ池用水 田とも概ね正常値の範囲に あり、経堂池用水田の水質 では、全窒素が高い傾向に あるが、異常は認めなかっ た。
	小野地先 三ツ池用 水使用田 (対照ほ場)	水質	・pH、COD、SS、全 窒素、銅、亜 鉛、ヒ素、電気 伝導率、DO	質とも農業用水基 項目/場所 PH() COD (mg/L) SS (mg/L) 全窒素 (mg/L) 銅 (mg/L) 亜鉛 (mg/L) セ素 (mg/L) で素(mg/L) で素(mg/L) を素(mg/L) ・経堂池用水田の水 用水基準の10倍の	経堂池 用水田 6.4 7.3 7.6 11.2 不検出 不検出 不検出 36 6.8	三ツ池 用水田 7.0 8.4 2.8 0.69 不検出 不検出 17 7.1	
H12.10.12	小経水(調 小三水対 (対照は 地池田田場) ・ 大田田場) ・ 大田田場)	水稲	・ ・ ・ 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神 神	項目 / 場所 経営 程長 (cm) 88 穂長(cm) 18 籾数(本/㎡) 43 玄米重(kg/10a) 56 わら重(kg/10a) 83 一穂籾数 (粒) 73 登熟歩合(%) 88	<ul> <li>池用水田 三</li> <li>3.9</li> <li>3.9</li> <li>4</li> <li>30.8</li> <li>3.6</li> <li>7</li> <li>3.6</li> <li>7</li> <li>3.6</li> <li>6</li> <li>2.3</li> <li>6</li> <li>8</li> <li>2.1</li> <li>2</li> <li>6</li> <li>8</li> <li>2</li> <li>7</li> <li>8</li> <li>9</li> <li>2</li> <li>6</li> <li>8</li> <li>9</li> <li>2</li> <li>6</li> <li>8</li> <li>9</li> <li>2</li> <li>6</li> <li>8</li> <li>9</li> <li>0</li> <li></li></ul>	ツ池用水田 33.4 9.2 389.3 558.3 760.0 35 39 22.3 3.1 日と比較し し、、稈長は	・経堂池用水田、三ツ池用水 田とも草丈等全て正常値の 範囲にあり、経堂池用水田 の水質は、全窒素が高い傾 向にあるが、収量等に差は なく異常は認めなかった。
H12.10.12	経堂池用 水使用場) 三ツ池用 水使用場) イ対照ほ場) 十里地先 水田	玄米	・健康項目(有害 物質)、ダイオキ シン類	場所 ヒ素 (mg/k 経堂池用水田 0.21 三ツ池用水田 0.18 十里地先 0.28 ・いずれの田圃も、 検出された。	銅 (mg/kg) 1.9 0.59 3.9 比素、銅の	0.015 0.0078 0.012	・ヒ素、銅は滋賀県が1971- 1978にかけて調査した結果 と比較しても異常は認めな かった。 ・ダイオキシン類は、耐用一 日摂取量の約1/78の結果で あり、問題ない結果であっ た。

# (4) RD処分場におけるガスの発生状況とその影響(硫化水素)

### 処分場内

### <表層ガス>

図 1.3 に平成 11 年 11 月~平成 12 年 1 月ならびに同年 6 月と 7 月にかけて調査を実施した、処分場内表層 (GL-0.8~1.0m)のガスにおける硫化水素の濃度分布を示す。

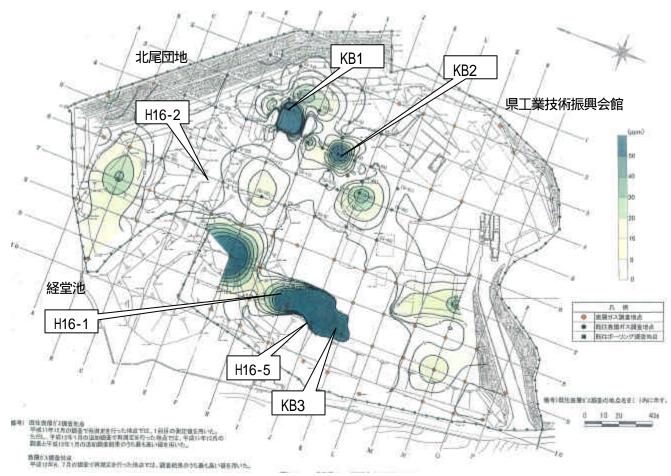


図 1.3 表層ガス中の硫化水素濃度の等濃度線図(平成 11 年 11 月 ~ 平成 12 年 7 月測定) (平成 18 年 3 月実施の H16-1, H16-2, H16-5 の位置も併記)

硫化水素は3つの測定点周辺(図中 の範囲は100ppm を超える高濃度箇所)で100ppm を超え、中でも K-9-5 (KB3)では22,000ppm が検出された。

これら3つの測定点周辺では、ボーリング等によって表 1.10 に示す深度方向の濃度分布が確認され、嫌気性菌が水溶性有機物を利用して石膏ボードに含まれる硫酸イオンを還元し、硫化水素を発生させていることが明らかにされた。

これらの箇所では、廃棄物層中で発生する硫化水素を吸引・処理する対策を実施している。

### 表 1.10 ボーリング孔内ガス測定結果一覧表

#### ・ ボーリングKB1

	, ,								
測	定日	測定	時刻	深度	孔内温度	硫化水素	メタン	酸素	備考
沢川	Æ 口	孔内温度	ガス	(GL_m)	(°C)	(ppm)	(%)	(%)	
平成	12年1月15日	10:00	10:36	-3.0	33.0	2.5	53	1.5	掘進翌朝測定 ※
	1月17日	8:45	9:11	-6.0	39,6	8,200	59	0.9	抓進翌朝測定 ※
	1月17日	14:42	14:58	-9.0	39.1	15,200	63	8.0	掘進終了直後測定
	1月18日	8:44	9:08	10.0	32.5	3,600	71	. 0.9	掘進翌朝測定
	1月18日	11:04	11:55	-12.0	31.8	0	84	0.7	掘進終了直後測定
	1月18日	14:52	15:26	-15.0	30.9	27.5	72	1.0	掘進終了直後測定
	1月19日	8:25	8:58	-16.0	28.5	0	16	16.0	掘進翌朝測定
	1月20日	8:49	9:06	-15.9	28.4	0	0.05	15.6	地下水位(GL-16.13m)直上約20cmで測定 ※

#### ・ ボーリングKB2

測定日		測定	時刻	深度	孔内温度	硫化水素	メタン	酸素	備考
別 た 口		孔内温度	ガス	(GL m)	(°C)	(ppm)	(%)	(%)	Witt. 12
平成12年1月1	5日	13:31	13:33	-3.0	26.0	0	0.45	1.3	掘進終了直後測定
1月1	7日	9:34	9:55	-5.0	27.8	0	0	0.5	掘進翌朝測定
1月1	7日	12:17	12:42	<b>−6.0</b>	30.6	0	3	10.7	掘進終了直後測定
1月1	8日	8:06	8:28	-9.0	31.9	6.0	0	0.4	掘進翌朝測定 ※1
1月1	8日	13:18	13:55	-12.0	32.6	15.5	0	0.6	掘進終了直後測定
1月1	9日	8:45	9:37	-13.0	29.7	19.0	0	0.4	掘進翌朝測定
1月2	20日	9:15	9:30	-13.5	31.6	19.5	1	0.4	掘進翌朝測定
1月2	1日	8:24	8:40	-13.5	31,1	0	0	3.5	地下水位(GL-13.67m)直上約20cmで測定 ※2

<sup>※1</sup> 同一深度を2日間にわたって測定した場合は、高い値を採用した。

## 表 1.10(2) ボーリング孔内ガス測定結果一覧表

### ・ ボーリングKB3

測定日         測定時刻         深度 (GL m)         代内温度 (Ppm)         硫化水素 (ppm)         メタン (物)         酸素 (物)         機素 (物)         機業 (地)         機業 (物)         機業 (物)         機業 (物)         機業 (地)         機業 (地)         機業 (地)         機業 (地)         機業 (地)         機業 (地)         機業 (地)         (地)         地連維 (地)         機業 (地)         (地)         地連維 (地)         地下水位(GL-20.18m)直上約10cmで測定         ※1           平成12年日 (中)         15:08 (15:07)         15:17 (20)         -20.08 (31.4)         74 (40)         11.5 (40)         0.1 (40)         加速維 (40)         11.6 (40)         11.6 (40) <th>- //\</th> <th>ソングへのひ</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th>	- //\	ソングへのひ								
TARIBE   カス   GL m   CC   (ppm) (%) (%) (%)   平成12年7月26日   12:35   12:45   -1.0   36.0   0   3.75   16.2   掘進終了直後測定   7月26日   15:08   15:17   -2.0   50.5   15:000   13.5   0.3   掘進終了直後測定   7月27日   8:40   8:52   -3.0   31.4   74   11.5   0.1   掘進翌朝測定   7月27日   9:55   10:07   -4.0   37.5   1   7.0   2.2   掘進終了直後測定   7月27日   11:02   11:09   -5.0   38.4   68   6.9   0.1   掘進終了直後測定   7月28日   14:44   14:15   -8.0   31.4   0   4.0   3.9   掘進終了直後測定   7月29日   14:18   14:28   -10.95   37.8   0   1.8   5.5   掘進終了直後測定   7月31日   13:45   13:20   -14.0   49.8   0   3.8   0.2   掘進終了直後測定   8月1日   13:30   13:15   -17.0   47.4   22   3.3   0.3   掘進終了直後測定   8月3日   8:39   9:00   -20.0   47.7   54   0.1   6.9   掘進翌朝測定	380	÷ 0	測定	時刻	深度 孔内温度 硫化水素 メ		メタン	酸素	件 去	
7月26日     15:08     15:17     -2.0     50.5     15,000     13.5     0.3     掘進終了直後測定       7月27日     8:40     8:52     -3.0     31.4     74     11.5     0.1     掘進翌朝測定       7月27日     9:55     10:07     -4.0     37.5     1     7.0     2.2     掘進終了直後測定       7月27日     11:02     11:09     -5.0     38.4     68     6.9     0.1     掘進終了直後測定       7月28日     14:44     14:15     -8.0     31.4     0     4.0     3.9     掘進終了直後測定       7月29日     14:18     14:28     -10.95     37.8     0     1.8     5.5     掘進終了直後測定       7月31日     13:45     13:20     -14.0     49.8     0     3.8     0.2     掘進終了直後測定       8月1日     13:30     13:15     -17.0     47.4     22     3.3     0.3     掘進終了直後測定       8月3日     8:39     9:00     -20.0     47.7     54     0.1     6.9     掘進翌朝測定				ガス	(GL m)	(°C)	(ppm)	(%)	(%)	JH 45
7月27日 8:40 8:52 -3.0 31.4 74 11.5 0.1 掘進翌朝測定 7月27日 9:55 10:07 -4.0 37.5 1 7.0 2.2 掘進終了直後測定 7月27日 11:02 11:09 -5.0 38.4 68 6.9 0.1 掘進終了直後測定 7月28日 14:44 14:15 -8.0 31.4 0 4.0 3.9 掘進終了直後測定 7月29日 14:18 14:28 -10.95 37.8 0 1.8 5.5 掘進終了直後測定 7月31日 13:45 13:20 -14.0 49.8 0 3.8 0.2 掘進終了直後測定 8月1日 13:30 13:15 -17.0 47.4 22 3.3 0.3 掘進終了直後測定 8月3日 8:39 9:00 -20.0 47.7 54 0.1 6.9 掘進翌朝測定	平成	12年7月26日	12:35	12:45	-1.0	36.0	0	3.75	16.2	掘進終了直後測定
7月27日 9:55 10:07 -4.0 37.5 1 7.0 2.2 掘進終了直後測定 7月27日 11:02 11:09 -5.0 38.4 68 6.9 0.1 掘進終了直後測定 7月28日 14:44 14:15 -8.0 31.4 0 4.0 3.9 掘進終了直後測定 7月29日 14:18 14:28 -10.95 37.8 0 1.8 5.5 掘進終了直後測定 7月31日 13:45 13:20 -14.0 49.8 0 3.8 0.2 掘進終了直後測定 8月1日 13:30 13:15 -17.0 47.4 22 3.3 0.3 掘進終了直後測定 8月3日 8:39 9:00 -20.0 47.7 54 0.1 6.9 掘進翌朝測定		7月26日	15:08	15:17	-2.0	50.5	15,000	13.5	0.3	掘進終了直後測定
7月27日 11:02 11:09 -5.0 38.4 68 6.9 0.1 掘進終了直後測定 7月28日 14:44 14:15 -8.0 31.4 0 4.0 3.9 掘進終了直後測定 7月29日 14:18 14:28 -10.95 37.8 0 1.8 5.5 掘進終了直後測定 7月31日 13:45 13:20 -14.0 49.8 0 3.8 0.2 掘進終了直後測定 8月1日 13:30 13:15 -17.0 47.4 22 3.3 0.3 掘進終了直後測定 8月3日 8:39 9:00 -20.0 47.7 54 0.1 6.9 掘進翌朝測定		7月27日	8:40	8:52	-3.0	31.4	74	11.5	0.1	掘進翌朝測定
7月28日 14:44 14:15 -8.0 31.4 0 4.0 3.9 掘進終了直後測定 7月29日 14:18 14:28 -10.95 37.8 0 1.8 5.5 掘進終了直後測定 7月31日 13:45 13:20 -14.0 49.8 0 3.8 0.2 掘進終了直後測定 8月1日 13:30 13:15 -17.0 47.4 22 3.3 0.3 掘進終了直後測定 8月3日 8:39 9:00 -20.0 47.7 54 0.1 6.9 掘進翌朝測定		7月27日	9:55	10:07	-4.0	37.5	1	7.0	2.2	掘進終了直後測定
7月29日 14:18 14:28 -10.95 37.8 0 1.8 5.5 掘進終了直後測定 7月31日 13:45 13:20 -14.0 49.8 0 3.8 0.2 掘進終了直後測定 8月1日 13:30 13:15 -17.0 47.4 22 3.3 0.3 掘進終了直後測定 8月3日 8:39 9:00 -20.0 47.7 54 0.1 6.9 掘進翌朝測定		7月27日	11:02	11:09	-5.0	38.4	68	6.9	0.1	掘進終了直後測定
7月31日 13:45 13:20 -14.0 49.8 0 3.8 0.2 掘進終了直後測定 8月1日 13:30 13:15 -17.0 47.4 22 3.3 0.3 掘進終了直後測定 8月3日 8:39 9:00 -20.0 47.7 54 0.1 6.9 掘進翌朝測定		7月28日	14:44	14:15	-8.0	31.4	0	4.0	3.9	掘進終了直後測定
8月1日     13:30     13:15     -17.0     47.4     22     3.3     0.3     掘進終了直後測定       8月3日     8:39     9:00     -20.0     47.7     54     0.1     6.9     掘進翌朝測定		7月29日	14:18	14:28	-10.95	37.8	0	1.8	5.5	掘進終了直後測定
8月3日 8:39 9:00 -20.0 47.7 54 0.1 6.9 掘進翌朝測定		7月31日	13:45	13:20	-14.0	49.8	0	3.8	0.2	掘進終了直後測定
		8月1日	13:30	13:15	-17.0	47.4	22	3.3	0.3	掘進終了直後測定
8月3日 - 13:05 -20.08 - 0 0 20.9 地下水位(GL-20.18m)直上約10cmで測定 ※1		8月3日	8:39	9:00	-20.0	47.7	54	0.1	6.9	掘進翌朝測定
		8月3日		13:05	-20.08		0	0	20.9	地下水位(GL-20.18m)直上約10cmで測定 ※1

<sup>※1</sup> ケーシング(孔壁保護管)下端が、地下水面下にある状態のため参考値である。

<sup>※2</sup> ケーシング(孔壁保護管)下端が、地下水面下にある状態のため参考値である。

### < 孔内(地中)温度>

表 1.11 にボーリング等掘削を行った調査地点における孔内温度の測定結果を示す。

地中温度について埋立地の中央東側にある KB1 及び KB2 (平成 12 年測定)と H16-2 (平成 18 年測 定)を比較すると、平成 18 年のほうがわずかに低い傾向にある。一方、埋立地の中央西側に位置す る KB3 (平成 12 年測定)と H16-1 及び H16-5 (平成 18 年測定)との比較では、平成 12 年と平成 18 年の地中温度に有意な差は認められない。

一般に地中温度は大気の年間平均気温に等しいといわれている。県内の気象観測所の中で当該処分 場に最も近い滋賀県東近江の観測所の結果では、平均気温は 14.3 (2006 年)である。したがって、 埋立内部の地中温度は平均気温の約2~3倍の値を示しており、埋立完了後6年間を経た現在も減少 傾向は認められていない。現時点では、埋め立てられた廃棄物の分解とそれに伴うガスの発生は継続 していると判断される。

地点	地点 KB1		地点 KB2		地点 KB3		地点 H16-1		地点 H16-2		H16-5
深度	温度	深度	温度	深度	温度	深度	温度	深度	温度	深度	温度
[GL-m]	[ ]	[GL-m]	[ ]	[GL-m]	[ ]	[GL-m]	[ ]	[GL-m]	[ ]	[GL-m]	[ ]
9.0	39.1	3.0	26.0	1.0	36.0	3.5	23.8	3.5	23.1	3.5	28.9
12.0	31.8	6.0	30.6	2.0	50.5	6.5	36.8	6.5	27.3	6.5	39.0
15.0	30.9	12.0	32.6	4.0	37.5	9.5	46.5	9.5	30.6	9.5	42.8
15.9	28.4	13.5	31.1	5.0	38.4	12.5	44.3	12.5	19.4	12.5	44.5
				8.0	31.4	15.5	45.0	15.5	34.6	15.5	44.0
				10.9	37.8	18.5	41.8	17.5	31.8	18.5	44.3
				14.0	49.8	19.2	40.5	21.5	31.6	19.5	44.0
				17.0	47.4						
平均踱: 32.6		平均避: 30.1		平均温度 : 41.1		平均2度: 39.8		平均温度: 28.3		平均温度: 41.1	
測定: 12年		測定: 12年		測定: 12年		測定: 18年		測定: <sup>1</sup>	贼 18年	測定: 18年	
1/15 ~ 1/20		1/15 ~ 1/21		7/26 ~ 8/03		3/02~	3/09	3/15 ~ 3/21		3/17 ~ 3/23	

表 1.11 処分場内ボーリング等掘削調査時の孔内(地中)温度測定結果一覧

### 敷地境界・周辺環境

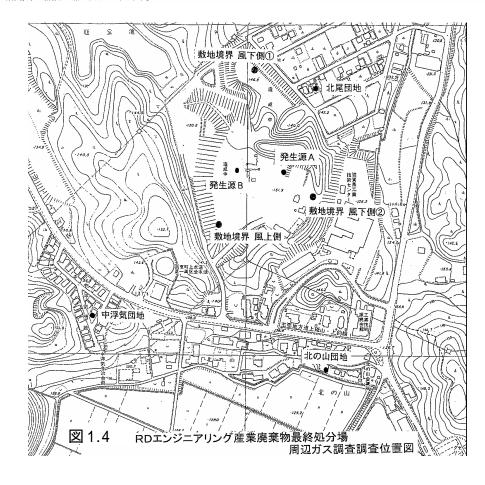
栗東市では平成14年7月と8月の2回、発生源2箇所(硫化水素の処理施設等)で処理後の排出 ガスにおける硫化水素の濃度測定を実施したが、その結果、硫化水素は不検出であった。

また、同時に敷地境界(3箇所)および周辺地域(3箇所)でも、大気中の硫化水素の濃度を測定 したが、不検出であった。

表 1.12 エロは14年度 (総RDエンジニアリング産業廃棄物最終処分場周辺ガス調査委託業務

発生源			— · 平 / / / / / / / / / / / / / / / / / /	114平及	MYKD-L.	ノンーノリ	イク 性未	免来物取	於处汀場	周辺カAi	朔	<b>亲務</b>	
 項	E .	単位		発生源 A						発生	分析(検定)方法		
74 17		华亚	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	カ州(仮足)ガ伝
測定年月日			02/7/23	02/7/23	02/8/5	02/8/5	02/8/5	02/8/5	02/8/5	02/8/5	02/8/5	02/8/5	
開始時刻			10:25	10:30	13:45	13:48	15:57	16:00	14:00	13:55	16:10	16:06	
終了時刻			10:26	10:31	13:46	13:49	15:58	16:01	14:01	13:56	16:11	16:07	
[気象条件]													
天候			晴	晴	睛	畸	晴	晦	啃	晴	啃	晴	
気温		°C	$21.9 \sim 34.6$	$21.9 \sim 34.6$	$21.0 \sim 33.8$	$21.0 \sim 33.8$	$21.0 \sim 33.8$	21.0~33.8	$21.0 \sim 33.8$	$21.0 \sim 33.8$	$21.0 \sim 33.8$	21.0~33.8	自記温湿度計
湿度		%	45~96	45~96	35~87	35~87	35~87	35~87	35~87	35~87	35~87	35~87	自記温湿度計
気圧		hPa	993~997	993~997	$991 \sim 998$	991~998	991~998	991~998	$991 \sim 998$	991~998	991~998	991~998	自記気圧計
[分析結果]													
硫化水素		ppm	87	<0.5	120	<0.5	110	<0.5	79	<0.5	68	<0.5	環告第9号別表2
トリクロロエチレン		mg/m <sup>3</sup>	0.063	0.055	0.020	0.010	0.015	0.011	0.10	0.043	0.0083	0.0024	気体捕集
テトラクロロエチレ		mg/m³	0.10	0.080	0.011	0.0070	0.0088	0.0057	0.14	0.067	0.014	0.0030	(PET製パック)
ヘ・ンセン		mg/m³	1.5	1.1	1.3	0.65	1.1	0.69	0.70	0.52	0.32	0.071	GC-MS法

敷地境界·周辺環境														<u>-</u> '
項目	単位			地域			八七八十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十							
4 日	中亚	風	۲	風 風	F(I)	風	F②	北のは	可地	北尾	団地	中浮多	<b>凤団地</b>	分析(検定)方法
開始年月日		02/7/23	02/8/5	02/7/23	02/8/5	02/7/23	02/8/5	02/7/23	02/8/5	02/7/23	02/8/5	02/7/23	02/8/5	
開始時刻		11:10	15:11	12:35	15:15	12:45	15:03	12:17	14:23	12:00	14:31	11:35	14:15	
終了年月日		02/7/24	02/8/6	02/7/24	02/8/6	02/7/24	02/8/6	02/7/24	02/8/6	02/7/24	02/8/6	02/7/24	02/8/6	
終了時刻		11:10	15:11	12:35	15:15	12:45	15:03	12:17	14:23	12:00	14:31	11:35	14:15	
[気象条件]														
天候		晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	啃	晴	晴	啃	晴	
気温	°C	$21.9 \sim 34.6$	21.0~33.8	$21.9 \sim 34.6$	21.0~33.8	$21.9 \sim 34.6$	21.0~33.8	$21.9 \sim 34.6$	21.0~33.8	$21.9 \sim 34.6$	21.0~33.8	21.9~34.6	21.0~33.8	自記温湿度計
湿度	%	45~96	35~87	45~96	35~87	45~96	35~87	45~96	35~87	45~96	35~87	45~96	35~87	自記温湿度計
気圧	hPa	993~997	991~998	993~997	991~998	993~997	991~998	993~997	991~998	993~997	991~998	993~997		自記気圧計
[採取位置]														
高さ	m	1.5	0.5	1.5	0.5	1.5	0.5	1.5	0.5	1.5	0.5	1.5	0.5	
[分析結果]														
硫化水素	ppm	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	< 0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	環告第9号別表2準拠
トリクロロエチレン	mg/m <sup>3</sup>	0.0011	0.0010	0.0005	0.0015	0.0002	0.0006	0.0007	0.0007	0.0004	0.0009	0.0007	0.0018	
テトラクロロエチレン	mg/m <sup>3</sup>	0.0013	0.0005	0.0010	0.0005	0.0008	0.0008	0.0007	0.0004	0.0011	0.0003	0.0008	0.0003	キャニスター捕集
ヘンセン	mg/m³	0.0023	0.0013	0.0020	0.0018	0.0021	0.0015	0.0020	0.0014	0.0018	0.0014	0.0019	0.0015	GC-MS法



# (5) 焼却炉内のばいじん等について

### 焼却炉の処理能力

RD処分場では、中間処理施設として2基の焼却炉を設置している。

南側焼却炉は、平成元年1月17日に許可を取得し、数回の許可変更を経て、平成3年9月7日付の変更 許可により最終的には焼却炉からの燃焼ガスを利用したロータリーキルンを増設している。

東側焼却炉は、昭和61年12月5日付の許可による木くずの焼却炉の老朽化に伴い、新たに更新して 設置されたもので、平成7年10月31日に許可を取得している。

表1.13に両焼却炉の最終的な処理能力を示す。

表1.13 焼却炉の処理能力

	名称	南側焼却炉	東側焼却炉
	形式	キンセイ産業 G B - 3000W	(株)拓洋技研 TAK-5000
		(乾留ガス化燃焼方式)	(乾留式焼却炉)
	品目1	普通産廃	・焼却:木くず
		・焼却:有機性汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラス	
		チック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性	
許		残渣、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず、	
		がれき類	
		・乾燥:無機性汚泥	
可	能力	・焼却:木くず 14.4t/日、汚泥 8.1m³/日、	・焼却:木くず 4.8t/日
		廃油 6.0m³/日、廃酸 1.0m³/日、廃アルカリ	
		1.0m³/日、廃プラスチック類 9.0t/日、	
内		その他の廃棄物 0.144t/日	
		・乾燥:無機性汚泥 20.8m³/日、10.0m³/日	
	品目 2	特管産廃	
容		・焼却:汚泥(トリクロロエチレンおよびテトラクロロエチレンを含むもの)	
		廃油、廃酸(pH2.0以下 ) 廃アルカリ(pH12.5以	
		上 ) 感染性廃棄物	
		・乾燥:無機性汚泥	
	能力	・焼却:汚泥 8.1m³/日、廃油 6.0m³/日、	
		廃酸 1.0m³/日、廃アルカリ 1.0m³/日、感染性	
		廃棄物 14.4t/日	

### 焼却炉の現況

2基の焼却施設の現況は、全般的に腐食が進んでおり、特に南側焼却炉は乾留炉が水没し煙道は一 部損傷している。

写真1.1に現況の焼却炉を示す。



南側焼却炉全景



南側焼却炉 焼却灰を集積したドラム缶





南側焼却炉 焼却炉乾留炉水没部



東側焼却炉全景



東側焼却炉 燃焼炉下部(灰出口)

写真 1.1 南側焼却炉および東側焼却炉の概況

### (6) 生活環境保全上の支障

平成15年10月3日付 環境省告示第104号では生活環境保全上の支障について、以下のように記述している。

- 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の推進に関する基本的な方向
- 1 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の早期対応の必要性

不法投棄等の産業廃棄物の**不適正な処分は、公共の水域及び地下水の汚染、産業廃棄物の飛散流** 出等、地域の生活環境の保全上の支障を生じさせている</u>ばかりでなく、投棄された産業廃棄物が国民の目に見える形で長期間放置されることにより、現在行われている及び将来にわたり行われる産業廃棄物処理に対しても、同様に不適正処分がされている、されるのではないかとの国民の不信感を引き起こす等、循環型社会の形成を阻害する要因となっている。

(中略)

2 支障の除去等を行う必要がある特定産業廃棄物の実態把握等

特定産業廃棄物に起因して生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある事案については、平成二十四年度までのできる限り早期にその問題解決を図る必要がある。この場合において「生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある」とは、社会通念に従って一般的に理解される生活環境に加え、人の生活に密接な関係のある財産又は人の生活に密接な関係のある動植物若しくはその生育環境に何らかの支障が現実に生じ、又は通常人をしてそのおそれがあると思わせるに相当な状態が生ずることをいう。

表1.14 RD処分場を原因として想定される生活環境保全上の支障(事務局案)

	表1.14 RD処分場を原因と	して想定される生活環境保全上	の支障(事務局案)
対 象	現時点での調査結果とその検討結果	現状	支障のおそれ
廃棄物	<ul> <li>・改善命令と掘削調査で確認された 廃棄物は、廃プラスチック、コン クリート片、陶磁器くずの許可品 目のほかに木くず、金属くず等も 確認されている。</li> <li>・西市道側平坦部でドラム缶等の違 法廃棄物を確認した。</li> <li>・また、元従業員等の証言によれ ば、許可品目以外の埋立情報もあ る。</li> <li>・溶出量はフッ素、ホウ素が土壌の 環境基準を超過の飛棄物と土 の混合物では、廃棄物と土 が土壌汚染対策法の指定基準、イオキシン類が土壌の 環境基準を 超過した。</li> </ul>	<ul> <li>・上部平坦部と西市道側平坦部(法面も含む)の廃棄物は、覆土されていない。</li> <li>・西市道側平坦部のドラム缶は許可品目にないが掘出し保管しているため、周辺住民との直接の接触はない。</li> <li>・西市道側平坦部のドラム缶等のほか、ボくずなど違法埋立廃棄物の一部は確認されている。</li> <li>・処分場西側の法面は県の指導する安定勾配より急勾配である。</li> <li>・処分場北側と一部の西側の法肩は土堰堤と、明らかな法面侵食は認められない。</li> </ul>	処分場西市道側の法面は勾配が急であり、大雨などの条件下では雨水の浸透により、将来、崩落して廃棄物が流出し、隣接地等へ影響を及ぼす可能性がある。 ・廃棄物中に含まれる有害物質の溶出、およびそれに伴う、浸透水を介して Ks2層 の地下水を汚染している。
浸透水	・ヒ素、鉛、ホウ素、フッ素、総水銀、シス-1,2-ジクロロエチレン、ベンゼン、ダイオキシンが検出されている。 ・ヒ素、鉛、総水銀、ダイオキシン類、CODは安定型処分場における浸透水の基準を超過し、ホウ素、フッ素は地下水の環境基準を超過している。	・浸透水は廃棄物層内にあり、浸透 水そのものと、周辺住民等との直 接の接触はない。	・廃棄物中の浸透水が直接Ks2層へ流入、またはKc3層へ浸透・通過して Ks2層の地下水を汚染している。
地下水	・Ks2層の地下水は、シス-1,2-ジクロロエチレン、ホウ素等が地下水の環境基準を超過している。 ・処分場北西側の市 3と市 7は総水銀が検出されている。	・処分場よりみて地下水流向下流側 1km圏内には、利水はないが浅井戸が2本ある。 ・2km圏内には38井戸がある。19%は飲用に用いられていたが、現在は飲用されていないと考えられる。ただし、50%の井戸では家事用(生活用水)として利用されている。	廃棄物に起因するKs2層の地下水汚染(特に帯水層中を移動しやすい物質)は、地下水の流動とともに周辺に更に拡散し、下流側の地下水の利水に影響を及ぼすおそれがある(現況および将来)
ガス	・埋立地の地中温度は、平均気温の約2~3倍の値を示し、埋立完了後6年を経た現在も減少傾向にない。 ・埋立てられた廃棄物の分解、ガスの発生は継続していると判断される。	・滋賀県と栗東市が現在行っている 処分場敷地境界での継続監視測定 では、硫化水素等は検出されてい ない。	・廃棄物層内部で、硫化水素生成の可能性は否定できないが、生活環境保全上の支障(悪臭等)は生じていない。
焼却灰	・処分場内の2つの焼却炉は、炉内の壁などにばいじんが付着している可能性がある。 ・焼却炉は、震災等による損壊が懸念される。	・過去、焼却炉の運転時には、ばい じん等が飛散し、苦情報告があっ た。	ばいじんにはダイオキシン等有害物質が含まれている可能性があり、焼却炉が損壊し炉内のばいじんが飛散した場合、人の健康に影響をおよぼすおそれがある。

- 14 -

# 表 1.15 主な原状回復支援事業における生活環境保全上の支障の内容

	事等	案の名称	規模等	生活環境保全上の支障	支障の内容
1	香川県土庄町	N HIV		有害廃棄物に起因する浸出水の場外拡散防止	極めて高濃度のダイオキシンやPCB・鉛・ヒ素などをは
	豊島		570,000m <sup>3</sup>	13 HIJOSHI SI - CELLY O'IX HIJAHA	じめとする多種多様な重金属・有機塩素系化合物が大量に
			・埋立面積:7ha		存在
2	岩手・青森県	(青森県)	・埋 立量:	産業廃棄物に含まれる有機塩素化合物や有機物によって汚染された浸出水が周辺環境に拡散することに	・地下水基準を大きく超える主な有害物質
	境不法投棄事	最終処分場	670,000m <sup>3</sup>	よって、農業用水源や水道水源が汚染されるおそれがある。	硝酸性窒素 14mg/L(>10mg/L)
	案	(一廃、産廃)	・埋立面積:11ha	本件現場は、馬淵川水系の上流部に位置し、万が一、現場から汚染が拡散すれば流域の水質、土壌に及	ホウ素 14mg/L(>1mg/L)
		中間処理施設		び、ひいては健全な水循環を乱すことにもなる。	
		(堆肥化)			
		(岩手県)	・埋 立量:	最終処分場ではない一般地に不法投棄した廃棄物は支障物として全量撤去する	・最終処分場以外の場所での不法投棄
		一般地	150,000m <sup>3</sup>		(法第16条違反)
			・埋立面積:16ha		・地下水基準を大きく超える主な有害物質
					硝酸性窒素 80mg/L(>10mg/L)
					ホウ素 18.8mg/L(>1mg/L)
2	<b></b>	管理型最終処分場	 ・埋 立 量 :	平成 10 年以前に不適正に埋立処分された産業廃棄物に起因する発ガン性の疑い等のあるVOCを含む汚	フッ素 22.9mg/L(>0.8mg/L) ・地下水基準を大きく超える主な有害物質
٦		安定型最終処分場	· 垤 ⊻ 里 · 1,010,000 t		・ ID ト 小 基 年 を 人 さ く 起 ん る 主 な 有 舌 初 員 ジ プロロメタン 0.86mg/L(>0.02mg/L)
			・埋立面積:12ha	来地下がのためが、NON多面が 区類に1万と グ に続いての グ、 環境率十 と 工画 グ ている。	トリクロロエチレン 0.57mg/L(>0.03mg/L)
	事案	(廃油等の焼却)	· TEMP		テトラクロロエチレン 2.65mg/L(>0.01mg/L)
		(11017110 11110111)			1,2-ジクロロエタン0.86mg/L(>0.004mg/L)
4	敦賀市民間最	管理型最終処分場	・埋 立量:	覆土や漏水防止対策による応急対策により一定の効果を確認しているが、遮水壁で集水しきれない汚染	・地下水基準を大きく超える主な有害物質
	終処分場	(産廃、一廃)	1,190,000m <sup>3</sup>	水が木の芽川に流出している。このため、管理型最終処分場から漏出した排水基準を超える浸出液が、農	砒素 0.021mg/L(>0.01mg/L)
			・埋立面積:8ha	業用水や下流域の水源井戸の涵養源となっている木の芽川に流出し、下流域の農作物や井戸水等への影響	ホウ素 1.8mg/L(>1mg/L)
				を及ぼすおそれがある。	
5	須玉町日向処	安定型自社廃棄物	・埋 立 量:	法面は廃棄物が露出しており、その勾配も著しく急勾配である。また、下流民地側約 400mに渡って廃	・廃棄物の崩壊
	分場	処分場	130,000m <sup>3</sup>	棄物が流出している。	廃棄物を30mの高さで、最大90°の急勾配で埋立
		(安定5品目)	・埋立面積:5,838m²	県のこれまでの水質検査においては生活環境の保全に支障を与える数値は検出していないが、処分場下	
<u> </u>				流域の住民は、県に対し浸出水等の改善を求める陳情書が提出した。	
6		安定型最終処分場	・埋 立 量:	覆土によるガス対策や雨水浸透防止対策により一定の効果を確認しているが、依然として硫化水素が発	・有害ガス及び悪臭
	地区産業廃棄		1,027,809m <sup>3</sup>	生しており、処分場に近接する周辺民家に対し、有害ガス及びその悪臭は日常生活に大きな支障等となる	硫化水素1,400ppm(>0.02ppm),臭気指数16(>15)
	物最終処分場	(焼却)	・埋立面積:87,557m <sup>2</sup>	降雨時には埋立地内の保有水の水位が上昇し、付近の法面等から滲出すること、更に、場外の水路に流下する放流水中からホウ素、フッ素などが検出されている。	・地下水基準を大きく超える主な有害物質 地下水基準を超える物質は不検出である。
				「いっていった」という。	しかし、鉛や砒素が検出されることがあり、自然界に存し
				により場外に更に拡散し近隣の耕作地作物に影響を及ぼすおそれがある。	在しないが加めが等も確認された時期もある。
	741		Im 1 =		
7		安定型自社最終処	・埋立量: 34,000m³	近接している嘉例川は農業用水として利水されており、下流で合流する員弁川は桑名市の水道水源である。これでの河川には漁業性が沿岸されている。海流地域が河川に流出することによれば、生態を含める影響	・地下水基準を大きく超える主な有害物質
	地内環境修復 事業	<b>汀</b> 场	・埋立面積:19,784m²	る。これらの河川には漁業権が設定されている。汚染物質が河川に流出することになれば、生態系への影響や生活環境の保全上重大な支障を及ぼすだけでなく、人の健康への影響も懸念される状況にある。	ジ クロロメタン2.0mg/L(>0.02mg/L) ベンゼン 0.25mg/L(>0.01mg/L)
	<del>事</del> 耒 			著や土市環境の休主工里人は文牌を及はすだけではく、人の健康への影響も想応される仏流にある。 	S ( S )
<u>_</u>	1 +4				1,2-ŷ ἡΠΠΙΦ) 0.009mg/L(>0.004mg/L)
8		中間処理施設	・埋 立 量:	木くずが約 13mに積み上げられており、保管基準を超え、場外への飛散流出するおそれがある。また、	・廃棄物の保管基準違反
	宮崎新田	(破砕)	14,000㎡(木くず) 4,000 + (燃まき)	燃え殻の流出により潅漑用の溜め池等の水質・底質に影響を及ぼし、農業へ影響を及ぼすこと。また、周辺の変数することにより、近接額と地の機能展布地等のの影響を及ぼし、農業へ影響を及ぼするといれます。	木くずの積上高約 13mで,最大斜度が 50 度以上の勾配
			4,600 t (燃え殻) ・埋立面積:	辺へ飛散することにより、近接観光地や隣接民有地等への影響を及ぼすおそれがある。 	
9	岐阜市	 中間処理施設	・埋立回復: ・埋 立 量:753,000m <sup>3</sup>	詳細調査の結果、廃棄物層の一部で六価クロムが土壌環境基準を、鉛が土壌含有量基準を超過していた	・廃棄物の飛散
	l 1——Xm	(破砕・焼却)	・埋立面積:90,000m <sup>2</sup>	が、全体としては有害物質によるリスクは小さいと判断できる。また、周辺部でのモニタリング調査で	鉛(含有量)180~2,000mg/L(>150mg/L)
		( MARI 7764P )	- <u>т-ли</u> пд 1 00,000m	は、廃棄物層由来と考えられる有機物およびイオン類の影響が地下水や河川水に認められたものの、大	新(日内里)100 2,000mg/E(>100mg/E) 六価クロム(溶出量)0.09mg/L(>0.05mg/L)
				気、地下水等の周辺環境への有害物質による汚染は認められていない。従って、現時点において生活環境	・地下水基準を大きく超える主な有害物質
				の保全上の支障が生じているとは認められないものの、将来支障が生じるおそれが全くないとは言えな	T-N7.5mg/L(>1mg/L:農業用水基準)
				l l <sub>o</sub>	・火災:各種ガスは基準値内であるが過去に火災が頻発した